

(別紙1)

東日本大震災第6回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成28年5月20日(金) 10:00~10:55
- 2 場 所 仙台市役所6階第1会議室
- 3 出 席 阿部重樹委員長, 庄司健治副委員長, 佐藤いわ子委員, 花島伸行委員,
大浦礼子委員, 村上薫委員, 澤野博文監事, 尾町雅文監事

○事務局 ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。会議開催前に配布資料を確認させていただく。

(配布資料の説明・確認)

- 事務局 次に、委員の皆様をご紹介させていただく。(委員紹介)
なお、佐藤康行委員については、本日都合により欠席であるが、仙台市災害義援金配分委員会設置要綱第8条第2項の規定により委員の半数以上にご出席いただいていることから定足数を満たし、会議を開催することができるので、ご報告する。
- 事務局 委員長からご挨拶いただく。
- 委員長 ご承知のように、熊本・大分で大地震が発生し、改めて大地震のすごさと被災者の大変さを痛感しているところである。一方東日本大震災から5年を経過し、私自身も周りも含めて風化が進んでいる。それにも拘わらず、全国の皆さまから温かい気持ちを義援金という形で提供いただいたことを踏まえて本日の委員会では、良き成案が得られるよう、お力をいただきたい。
- 事務局 これ以降の議事の進行については、委員長へお願いする。
- 委員長 報告事項①「義援金の受付状況について」、事務局から説明いただきたい。
- 事務局 資料①の「義援金の受付状況について」報告させていただく。義援金受付団体分の約3,772億円と日本政府分の約36億円を合計した約3,808億円のうち、約751億円が宮城県を通して本市に配分されている。また、宮城県受付分の義援金約269億円のうち、約101億円が本市に配分されている。そして本市に直接寄せられた義援金として、約11億380万円を受付けている。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。

(別紙1)

- 委員 「義援金受付団体分」と「宮城県分」のそれぞれ仙台市への配分された日が、昨年9月ということで半年以上前である。また、「義援金受付団体」の集計した日付が昨年7月ということでこちらも古いが最新の数字はないのか。
- 事務局 まず、最初の質問であるが、宮城県を通して配分を受けたのは昨年9月が最後である。また、2番目の問について、毎年夏に宮城県より発表があるので、今年度の数字については、次回の委員会で報告をしたい。
- 委員長 よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、次の報告事項②「義援金の支給状況について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局 報告事項②「義援金の支給状況について」報告する。資料2の「義援金の支給状況について」の(1)の表を参照していただきたい。この表は、義援金受付団体及び県が受けた義援金の仙台市内での配分状況を示したものである。表の全壊、大規模半壊、半壊の欄を見ていただきたい。これらの住家被害の区分が義援金の大部分を占めている。申請のあったものについてはほぼ配分が済んでいる。なお、表中のかっこ書きの数値は、本市が今現在見込んでいる最終的な支給見込み件数であり、「り災証明書」の発行件数などを参考に算出しているものである。他の区分につきましては、表のとおりである。全区分の合計では、申請件数約12万8千件に対し、支給済み件数は約12万8千件となっており、申請件数ベースでの進捗率はほぼ100%となっている。また、仙台市に割り当てられた配分金額約852億3千万円に対し、配分済額は約852億円となっており、配分金額ベースでの進捗率は99.9%となっている。続いて本資料の裏面の(2)の表をご覧ください。この表は、仙台市が受けた義援金の配分状況を示したものである。表の一番下の合計欄をご覧ください。申請件数8,210件に対し、支給済み件数も同数の8,210件、申請件数ベースでの進捗率は100%となっており、支給済みの金額は、約10億9千万円となっている。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員 先ほどの資料には、「義援金受付団体分」と「宮城県受付分」を足したものが、受入金額と同じ数字になると思うが、5千円ずれている。なぜか。
- 事務局 資料1では宮城県分を万円単位でまとめて報告している。正しくは5千円が加わる。

(別紙1)

- 委員長 よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。
- 委員 資料に、時々配分額を上回って支払っているときがあるが、これはなぜか。
- 事務局 毎年、夏に県から照会があり、その時に被害件数を基に報告をして配分額を受けているが、その後に新たに申請をされたことで、配分額を上回った金額を支出している。なお、全体の配分額の内数にとどまっていることから、配分自体には問題はない。
- 委員長 よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、次の報告事項③「義援金の受付期間の終了について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局 報告事項③「義援金の受付期間の終了について」であるが、理由にもあるとおり、平成28年3月31日をもって終了した。震災から5年を経過し、震災復興公営住宅の建設や防災集団移転の進捗も進行したことから本市の復興計画期間の満了に合わせて終了した。なお、日本赤十字社及び宮城県では平成29年3月31日まで、東日本大震災の災害義援金を受け付けており、そちらからの配分はまだ続くこととなる。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員長 質問等が無いようなので、協議事項に移りたい。事務局から説明いただきたい。
- 事務局 協議事項「仙台市あての義援金の追加配分案について」であるが、今回仙台市における配分可能額については、830万9,706円である、震災により両親または片親を亡くされた未成年者の方に、追加で配分したいと考えている。資料中段の表の太線部分を参照していただきたい。今回の配分予定額であるが、両親を亡くされた未成年者の方には11万894円、片親を亡くされた未成年者の方には5万5,393円を配分する案となっており、所要額の合計は配分可能額と同じ830万9,706円となる見込みである。これらの方を追加配分の対象とする理由については、本市として、県による追加配分の対象外となっている区分への支援が必要と考えていること、震災により両親又は片親を喪った未成年者については、住家被害とは異なり震災からの復旧・復興に伴い、その被害状況等が改善されるものではなく、今後の進級・進学はもとより将来に向けた生活を考慮すると、さらなる支援が必要と考えていること、の二点によるものである。
- 委員長 この本件協議事項について質問・意見等があればお願いしたい。

(別紙1)

- 委員 今回は、残額をすべて配分することによろしいか。また、今後新たな申請者があっても支払わないということによろしいか。
- 事務局 委員のお見込みのとおり、1円も残さないですべて配分することとする。既に、本市独自配分に係る申請の受け付けは終了しており、今後数字が動くことはない。
- 委員 今回の回答は、本市独自分だけで、義援金受付団体及び宮城県受付分は、まだ申請及び配分は続くものと解してよろしいか。
- 事務局 義援金受付団体分及び宮城県受付分は、申請受付終了の話はまだない、配分自体も当分続くこととなる。
- 委員 この委員会で決定した後、配分までのスケジュールを教えてください。
- 事務局 本日委員会で決定した事項につきましては、記者発表やホームページを通じて速やかにお知らせするとともに、事務局の方で手続きを経たうえで、遅くとも6月中には対象者の方に振り込む予定である。
- 委員 今回の対象者は、一部は成年に達したのかもしれないが、ほとんどが未成年者である。遺児であれば片親は残っているのでよろしいが、両親を亡くした孤児は、どのように配分するのか教えてください。
- 事務局 未成年の孤児の方は、法定の未成年後見人や法定代理人の口座に振り込むこととなる。
- 委員長 他にご意見等があればお願いしたい。今回の協議事項については、事務局側の配分案に決定することによろしいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 異議が無いため、事務局の配分案に決定する。次第(3)「その他」として委員から意見等があればお願いしたい。
- 監事 監事という立場でお聞きしたい。仙台市分の義援金は、6月中に配分を終了するが、一方で、義援金受付団体分や宮城県受付分は今後も配分は続くこととなるが、監

(別紙1)

事による監査は、どこまで行えばよろしいのか。

- 事務局 配分委員会の監事に監査をお願いする部分については、仙台市に寄せられた義援金とその配分が対象となるものと考えている。宮城県等からの義援金については、監査の対象とは考えていない。
- 監事 それでは、なぜ義援金受付団体や宮城県受付の義援金について、この委員会で報告をしているのか。こちらも、仙台市を通じて仙台市の被災者に配分されるものではないのか。
- 事務局 義援金受付団体分と宮城県受付分は、本委員会の協議事項の内容には表れておらず、報告ということにしており仙台市受付分の配分にあたっての参考とするためのもの。本委員会での議事決定事項は、仙台市に寄せられ配分を行っている分のみである。したがって、監事による監査もこの分のみととらえている。
- 委員長 今の事務局の回答でよろしいか。
- 委員 つまり、報告事項2にある、義援金受付団体分及び宮城県受付分は、単に配分額だけを県から伝えられるのではなく、対象者と配分方法も含めて県からは伝えられるので、本委員会ではこれについて判断はしていないということよろしいか。
- 委員 この委員会の設置要綱を見ると、第1条で被災した仙台市民に対し市内外から寄せられた義援金を公平かつ効果的に配分するために委員会を設置とされており、第2条で義援金の寄託を受けた時から配分が完了し、監査が終了するまで設置するとされていることから、本委員会で監査の対象となるのは、本市に寄せられた義援金のみが対象となるのではないか。
- 委員長 事務局からの話や、今の委員の話を経合すると、監査の対象は、本委員会で監査の対象となるのは、本市に寄せられた義援金のみが対象とすることよろしいか。
- 監事 了解した。なお、今まで委員会で報告を受けていた義援金受付団体受付分と宮城県受付分の申請件数や支払実績等の報告は今後、委員会の委員や監事にはどのようなになるのか。
- 事務局 事務局の認識では、監査が終了し、その結果を報告した後に委員会は解散するものと思っている。

(別紙1)

県の義援金に関しては、県の配分委員会による監査の範ちゅうと考えている。今後の県の状況であるが、一応今年度末まで義援金の受付を行っているが、沿岸部をはじめまだまだ支援が必要な自治体が多く、おそらくしばらくは義援金の受付も延長する見通しであるので、来年度で終了するとは思えない。県の配分結果については、県のホームページやマスコミを通じての広報がなされる。

- 委員 今後、監査が終了し、その報告がなされた後に解散となるが、県の配分が続く限りは、事務局から単なる報告として県の配分結果の資料としてもらえばよいのでは。そして、市の配分委員会は解散となるが、これまで報告事項としてきた経過を踏まえ、それらの資料を各委員あてに情報提供するという事ではどうか。
- 委員長 そういうことでよろしいか。
- 監事・委員・事務局 了解した。
- 委員長 それでは、監査の方法等については、本市に寄せられた分とそれを配分した分とし、時期は本年6月までに支払った以降に行うこととする。また、今後の県の配分方針等を本委員会の委員には郵送等でお知らせすることとする。
そのほか、何か意見・質問等はないか。
- 委員 実は、聞いた話ではあるが津波浸水区域で被災し、母親と長男が亡くなり、父親と当時小学生の子供が生き残った。しかし、父親がその後言葉による虐待があり、また、災害弔慰金や義援金等を使い込んでしまった。震災以降は、父親は就労することもなかった。地域の民生委員は、父子家庭で小学生がいる世帯ということで気にかけていた。最近聞いた話では、二人は仮設住宅に転居し、その子は中学に進学したが、学校からの通報か地域からの通報かは不明であるが、児童相談所が措置し、子どもは児童養護施設に入ることとなった。こういった事例は、他にもあり、地域の民生委員もかかわるケースが多いが、すべて把握しているわけではない。
- 委員 本来は、単に親権者だけを定めるのではなく、未成年後見人を家庭裁判所の審判を経て、つけてもらうのが大事である。児童相談所は、あくまで子供の安全を考えて親子分離することまではできる。しかし、財産の管理権は、児童相談所や里親や施設にはない。実際、児童相談所が関わって親子分離をしたケースはいくらでもあるが、未成年後見人を設定しないため、その子が受け取るべき金銭を親が搾取しているケースはよくある。本来、児童福祉法には、児童相談所の所長が親子分離をしたときに、未成年後見人を設定しなければならないのだが、現実には、児童相談所が忙しすぎ

(別紙1)

て、そこまで手が回っていない。気づいたときに、児童相談所を促して、財産管理を行う未成年後見人をつけてもらうように説得するしかない。実際親権者がいると難しいし、児童相談所が介入しているケースであればそうするほかない。

- 委員 行政の方でもう少ししっかり対応してもらえればよいのだが。
- 委員 そういう事例を見聞きしたあとの対応であるが、誰が児童相談所に通報すればよろしいのかということになるが、誰もその子供を代弁することはできないので、民生委員の方で気が付いた際に児童相談所にきちんと報告をあげてもらえればよいと思う。今回決めた配分額が配分される対象の方の中にはそういった事案があるとすれば、委員会の立場で私から直接児童相談所に対し、本来の子どものために未成年後見人がたててないケースがあれば、未成年後見人を立ててほしい旨の話を通すこともある。
- 委員長 それでは、その他の事案として、監査のありかたのほか、委員から紹介のあった片親を喪った遺児のケースにおいて当委員会の結果のとおり支払った場合に不安がある件について、事務局から当委員会の意見を児童相談所に伝えたくて、確認をすることとしてよろしいか否か。また、よろしいとなった際には、改めて委員と事務局との間で情報を共有して欲しい。そういう前提で、事務局より児童相談所に確認を行うこととしてよろしいか。
- 事務局 児童相談所に確認を行うのは、遺児の方でなおかつ、本人以外の親権者に入っているケースということではよろしいのか。児童相談所に確認してもらい、この方に振込むことは問題がある場合、一度支給を差し止めて、事務局から振込に疑義があるので確認したい旨の文書を提出するのか。
- 委員 子ども本人の口座でも、実際は親権者が通帳・カードを管理しているケースもある。未成年後見人であれば、家庭裁判所に対し通帳のコピー等を提出する報告義務があるが、親権者にはそこまでの義務はない。だから、口座名義だけでの判別はできない。
- 委員 チェックする対象は、子ども本人に振込む分も含めてすべて行うべきでは。
- 委員長 今問題となっていることは、児童相談所が介入して親子分離まで至っているケースで、経済的側面で未成年後見人がついていないか否かは別問題なので、当委員会の意見としてそういった事実があれば、児童相談所に確認をするべきであるがいかが

(別紙1)

か。

- 委員・事務局 了解した。
- 委員長 そのほか、意見・質問はないか。
- 委員 なし。
- 委員長 それでは、事務局から報告等はないか。
- 事務局 先ほどの話の続きとなるが、義援金の支払が終了後に、監事の監査を経て、その結果を8月下旬又は9月上旬に再度委員会を開催したい。日程については改めてお知らせをする。
- 委員長 両監事においては、大変ご足労ではあるがしっかり監査をしていただきたい。以上をもって、本日の委員会を閉会する。多岐に亘るご意見ご質問に感謝する。
- 事務局 本日の議事録は事務局で作成し、委員長に確認いただきたい。
- 一了一